

平成 29 年度 第 2 回南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	平成 30 年 2 月 9 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3 階 C 会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 報告</p> <ul style="list-style-type: none">・指名停止案件の報告 <p>3. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 有家庁舎改修工事(2) 加津佐中学校校舎トイレ改修工事(3) 三軒屋西地区配水管布設替工事(下水)(4) 普通河川高江川①外災害復旧工事(5) 市道高貝野 1 号線災害復旧工事 <p>4. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入札中止案件が散見される。中止理由を説明願いたい。(2) 失格率の高い入札が多発しているように見受けられるがその対策はないのか。(3) 龍石浄水場水源さく井工事の設計違算の状況を説明願いたい。 <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員) (南島原市)	委員長	梅本 義信	委員	中村 良治
	委員	本田 博徳	委員	岩本 公明
	副市長	山口 周一		
	総務部長	渡部 博		
	総務部	管財契約課		
		課長	小林 道昭	
		契約班長	隈部 修司	
		契約班	林田 友和	
	建設部	建設課		
		課長	柘植 善和	
		維持防災班長	濱田 秀人	
		都市計画課		
		課長	大野 茂	
	都市計画班	川田 万希男		
水道部	上水道課			
	課長	加納 孝		
	維持管理班長	川村 義弘		
	維持管理班	伊徳 勝二		
教育委員会	教育総務課			
	課長	山崎 康德		
	施設管理班長	吉田 賢広		

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 報告案件 指名停止の報告</p> <p>3. 抽出案件の報告について</p> <p>(1) 有家庁舎改修工事 (抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額工事であるのに1者を除き、他が全て失格となっている。落札意欲が弱いと思えるのは何故か。 ・失格数が9／10となっているが、その理由。 ・参加10者中、9者が失格、最低制限価格によるものだが、ランダム係数以前の予定価格とのかい離も問題。予定価格の設定に問題はなかったのか。 	<p>(事務局)</p> <p>平成29年11月21日の指名審査委員会で1件の指名停止の決定を行った案件の報告。</p> <p>内容については、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故によるもの。</p> <p>南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第2条「別表第1第7項(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)」に該当するため、(株)クリーン雲仙を平成29年11月16日から平成29年12月6日まで(3週間)指名停止とした。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局)</p> <p><落札意欲が弱いと思えるのは何故か></p> <p>今回は最低制限価格を下回ったことによる「失格」であったため、落札意欲は弱くはなかったのではないかと考えている。</p> <p>(担当課)</p> <p><失格数が9／10となっているが、その理由></p> <p>見積単価について、公表しておらず、さらに特殊な工法(PCコンクリート工法)であったため、積算に差異が生じたのではないかと考えている。</p>

<p>(委員)</p> <p>特殊な工法（PCコンクリート工法）は工事費の内、どれくらいの額を占めているか。</p> <p>半分以上であるが、応札者の間でその部分の差異が大きかったということか。</p> <p>これまでも話しているが、これだけ差異が大きいものがあるのであれば、明示の仕方を工夫した方が良いのではないか。最低応札者の額と最低制限価格との差が約3千万円もある。見積りの取り方によっては、2千万円くらい低い価格で落札していたかもしれない。見積公表について、心配している面もわかるが、それによって工事額が引き上げられているのではないか。</p> <p>汎用しているものであれば見積もそれほど大きな差は出ないが、件数が少ないものについては、見積の取り方によって差異が生じてくる。見積の公表だけではなくて、見積の取り方も工夫をお願いしたい。</p> <p>建築工事や電気工事については、人件費込みの見積だろうから、人件費の見方によって差が出てくる。</p>	<p>(担当課)</p> <p><予定価格の設定に問題はなかったのか></p> <p>本建築工事の設計業務については、工事内容及び規模等を考慮し、設計実績や技術者の多い業者を選定して入札を実施した。</p> <p>その結果、長崎市の（株）三建設総合事務所が受注し、成果品については、都市計画課との詳細な設計協議を綿密に行った上で完了している。</p> <p>工事入札後において、チェックを行ったが、積算ミスも無く、縦覧設計書に関して、入札参加業者からの質問もなかった。</p> <p>直接工事費約2億8千万円のうち、約1億5千万円である。</p> <p>そのように考えている。</p> <p>実際、見積の単価を採用している。この後の入札案件については、公表することとしている。</p> <p>(事務局)</p> <p>本案件は落札業者と最低の応札業者が約5千万円の開きが生じている。議会議決案件でもあるので、議会での指摘もあっている。</p> <p>今後は、明らかにするものについては、縦覧設計書の中で公表して、差異が生じないように対応していくこととしている。</p>
--	--

<p>(委員)</p> <p>適正なコストなのかとってしまう。5千円も低い額で応札されている業者がいるということは、その額で施工できるということでしょうから、一般市民の感覚としては、浪費ではないかと思う。予定価格を設定する場合は、もう少し精査してほしい。</p>	<p>一般的な感覚としては、そのとおりではないかと考える。そのため議会でも指摘を受けている。今後は、より適正な積算が行える設計書になるように、見積の取り方や公表の方法を改善していきたいと考えているので、ご理解願いたい。</p>
<p>(委員)</p> <p>見積単価の公表基準のようなものはあるか。</p>	<p>見積単価については公表できるという県の指針を参考にしている。ただし、刊行物掲載のものについては公表できないこととしている。</p>
<p>(委員)</p> <p>なかなか難しいと思うが、人件費込の見積を製品と人件費（工事費）を分けた見積の取り方をしてみてもどうか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>見積については、3者から徴取している。さらに、設計会社において実際の市場単価として、どれくらいまで安くできるのかをヒアリングしながら採用している。</p> <p>製品しだいではメーカーで工事費も含めた一連のものがあるので、製品と人件費を分けることは難しいものがある。</p>
<p>(委員)</p> <p>見積の徴取は3者に限らず、対応できる業者がいるのであれば5者でもいいと考える。</p>	
<p>(2) 加津佐中学校校舎トイレ改修工事 (抽出理由)</p> <p>・入札参加者10者のうち、5者が予定価格をオーバーしている。予定価格の事前公表は、どうなっているのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(担当課)</p> <p><入札参加者10者のうち、5者が予定価格をオーバーしていることについて></p> <p>設計については、設計業者へ業務委託を行い、積算を行った。単価等の設定については、刊行本や積算基準書等を根拠としている。</p>

<p>(委員) 事前公表を行う場合もあるのか。</p>	<p>また、本積算においての見積り採用単価は1項目のみであり、積算金額に大きく影響するものではなかった。</p> <p>工事費内訳書の結果を検証したところ、建具工事において、業者間で大きな開きが生じていた。この部分については、刊行本で公表されており、本来であれば積算に大きな差が生じることはないが、結果として工事費に差が生じているため、現在はそれ以外の部分を含め、縦覧設計書の表示方法を見直し、事前に単価を公表する必要があるものについては、公表することとしている。</p> <p>(事務局) <予定価格の事前公表について></p> <p>予定価格の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、「原則として事後公表とする」ことが明記されている。</p> <p>その理由については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること。 ② 建設業者の見積努力を損なわせること。 ③ 入札談合が容易に行われる可能性があること。 ④ 最低制限価格を強く類推させ、入札に弊害が生じること。 <p>などから、南島原市においても、この指針に則り「事後公表」とし、事前の公表は行っていない。</p> <p>(事務局) 現在、行っていない。 県内でもいくつかの自治体は事前公表しているがその他は、行っていない状況である。</p>
---------------------------------	--

<p>(委員)</p> <p>刊行本の表示方法の見直しとはどういうことか。</p> <p>(3) 三軒屋西地区配水管布設替工事(下水)</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加数3者中2者は超過で97.85%と高率である。再々入札と思われるので経緯を説明願いたい。(参加者数が初入札0者、再入札2者、再々入札3者) ・入札中止、不落で3回目は予定価格を下げて落札しているが、参加者が少ない理由、予定価格変更の理由、落札率が高い理由は何か。 	<p>(担当課)</p> <p>これまでは、参考図書に単価を表示せず、備考に該当する本の何ページと記載していたが、これからは、単価を表示させて、備考に市独自単価と記載するようにする。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局)</p> <p><再々入札の経緯></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 最初の入札では、入札発注基準に則り、市内の土木Bランクを対象に入札を実施したが、応札者がいなかったため、入札中止とした。 ② 再入札では、参加資格対象を市内の土木Aランクの業者に変更し再入札を行ったが、入札者は2者で、2者とも予定価格を超過していたため、不落となった。 ③ そこで、参加資格を市内から半島及び諫早・大村まで広げ、土木Aランク又は土木Bランクを対象として再々入札を実施した。 <p>(担当課)</p> <p><参加者が少ない理由、予定価格変更の理由、落札率が高い理由></p> <p>今回の入札までに水道工事が年度当初から十数件発注していたため、手持ち工事の関係や下請業者の確保等が困難だったので参加が少なかったのではないかと考えられる。</p> <p>予定価格変更の理由は、予定価格を下げて実施したのではなく、再々入札において入札参加資格を市内から半島及び諫早・大村まで広げて実施することになり、再入札に参加した2者も再度入札に参加する可能性があったため、設計書を一部変更し実施することにな</p>
---	--

<p>(委員) そんなに多くの水道工事発注があったのか。</p> <p>(委員) 再々入札でランクをA又はBとしているが、対象業者は何者か。</p> <p>基本的に格付けの混合はどうだろうかと考えるが。</p> <p>国庫補助をもらうための事前の事業規模の検討、可能であればAランクBランクの発注のバランスを考慮しながら工区割の検討ができればよかったのではないか。</p> <p>ある程度工区などをまとめて、早期に発注した案件と同時期に発注していれば、再々入札までしなくて済んだのではないか。</p>	<p>り、新たに予定価格を設定した。</p> <p>落札率が高い理由としては、手持ち工事及び下請業者の確保等が困難となっている状況であり、受注するのであれば、落札可能な高額落札を目指した結果と考えられる。</p> <p>(担当課) 昨年度の国の繰越予算の補助事業で実施している関係から、発注が今年度早期からあっているため、本案件の入札時点において、十数者の業者が受注している状況であった。</p> <p>下請け等の水道専門の業者がある程度、手持ちがあったということで、敬遠されたのではないか。</p> <p>(事務局) 対象業者は91者である。</p> <p>最初、地元Bランクで参加者なし。再入札は地元Aランクで2者参加の不落ということで、雲仙市では下水道事業があり、諫早大村地区では大村湾の関係で事業実績があるだろうということで地域要件を広げ、ランクもA又はBとし、できるだけ多くの参加者を期待した。</p> <p>(担当課) 今回の場合は、繰越予算に伴うものであることと下水道事業に絡む工事であることから多くの工事が同時期発注となった。</p>
--	---

<p>(4) 普通河川高江川①外災害復旧工事 (抽出理由)</p> <p>・ 10者指名中、3者は辞退、6者は超過、予定価格内は1者のみで、99.85%と高率(2番札との差817千円)である。競争性は確保されているのか。6月26日入札の災害復旧工事7件のうち不落2件以外の5件は同様の傾向がある。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局) <入札の経緯></p> <p>① 平成29年3月に最初の入札を行った。指名業者は7者で、2者が辞退し、参加した5者の応札額は全て超過していたため不落となった。</p> <p>② 設計を見直した上で指名業者を変更し、8者による見積りを行ったが、3者が辞退、参加した5者の応札額は全て超過していたため再度不落となった。</p> <p>③ 今回抽出された入札案件は、3回目の結果。前2回の結果を受け、同じ河川で被災のあった別の工区も併せ、スケールメリットを生かした設計に変更し、発注した。この回も3者辞退があり、落札したが、委員ご指摘のとおり、落札率の高い結果となった。</p> <p>(担当課) <競争性は確保されているのか></p> <p>災害復旧工事については、施工条件が悪いことが要因となり、積極的な応札が望めない状況にある。</p> <p>辞退者も多く、入札執行が中止される場合もある。</p> <p>特に、平成28年は河川の災害が多く、仮設道路を必要とする箇所が多かったために、市場での敷鉄板の確保が困難な状況であったということも要因の一つとなった。今回、指摘のあった5件についてもいずれも河川災害であった。</p> <p>発注担当としては、現場条件を考慮しながら、設計を行っているが、災害復旧工事は補助事業で行われるため、設計に限度があり、実質収益が低い又は見込めない、ぎりぎりの</p>
--	--

<p>(委員)</p> <p>発注に苦勞していることはわかった。ただ、なぜこれを抽出案件としたかという、入札参加者のうち落札業者以外は超過しているという入札結果状況から、疑念を持った。</p> <p>業者は、利益が見込めないところは敬遠しているのが見える。</p> <p>発注に苦勞しているのはわかるので、当初の発注からいくつかの工区をまとめて発注してはどうか。</p> <p>そうなると発注者の責任で、どの程度まで付加するかを検討しないといけない。</p> <p>最初から単独費を付けるのも財源的には厳しい面があるだろうが。</p> <p>(委員)</p> <p>結局、業者は利益が見込めないから応札しなかったということだろうから、小規模工事には「絶対利益」が多く出るような発注にはできないものだろうか。</p> <p>(委員)</p> <p>2回3回と入札しているので、他市の業者を指名するという考えもあってはいいのではないか。</p>	<p>状況である場合もあることから。それが結果として、予定価格に近い応札額に繋がっている状況と考えている。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年度から災害復旧工事は件数が非常に多かった。なおかつ繰越して実施しているものも多いため、このような状況になったのではないか。</p> <p>(担当課)</p> <p>やはり河川については、現場条件が良くないということもある。</p> <p>そういった発注をしても不落のときがある。</p> <p>最近では、市の単独費を付けて発注している案件もあるが、それも限度がある。</p> <p>重機が入らないとか、現場状況によるものが多い。</p> <p>(事務局)</p> <p>災害現場近隣の業者だけではなく、市内全域を対象として指名している。</p>
--	--

<p>(5) 市道高貝野1号線災害復旧工事 (抽出理由) ・7業者中4業者が辞退しているがその理由は。</p> <p>(委員) 辞退が多すぎると、競争原理の観点から、もう一度参加者数を増やしてやり直した方が良いのではないかと考えるが。</p> <p>(委員) 業者数が減っているのか。</p> <p>今、建設関係は有効求人倍率が高い。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局) <辞退者が多数に及んだ理由> 4業者の辞退理由について、業者から提出されている辞退届の理由によると、 ・「技術者がいない」という業者が2者 ・「手持ち工事が多い」という業者が1者 ・「作業員不足である」という業者が1者 ということである。 辞退者が多数に及んだことから推察すると、現場が法面吹付を含む工事であり、施工場所への進入路となる既設道路幅が狭いことに加え、作業スペースにおいても狭い状況にあったことも、原因の一つではなかったのかと考えている。 本案件の落札率も98.16%という高い率であった。原因については、審査順位4(普通河川高江川①外災害復旧工事)と同様の理由ではないかと考えている。</p> <p>(事務局) 金額によって指名業者数は決めている。</p> <p>現状、「作業員がいない」ということではないか。</p> <p>人員の確保ができなかったということが、大きな原因ではないかと考える。</p>
---	--

<p>(委員)</p> <p>技術者がいないということは、コリンズ等で確認しているのか。</p> <p>業者ごとの技術者の人数に応じて、手持ち工事の割合が多くあれば、指名しないなどの取扱いも有効ではないか。</p> <p>一時期、公共工事の発注が全国的に減ったときに廃業や作業員を削減したところがあることも原因の一つではないか。</p> <p>4. 質疑案件</p> <p>(1) 入札中止案件が散見される。中止理由を説明願いたい。</p> <p>(2) 失格率の高い入札が多発しているように見受けられるが、その対策はないのか。</p>	<p>そこまでの確認はしていない。災害復旧工事については、技術者の専任を要しない規模の工事であるため。</p> <p>若年層の確保ができていない状況であると考える。</p> <p>(事務局)</p> <p>平成 29 年 4 月から 9 月までの入札中止案件数は、制限付一般競争入札で 5 件あり、そのうち 4 件は、上水道工事と下水道工事の同一箇所工事で、平行して行う 2 組の工事案件。</p> <p>いずれも、3 日間の電子入札期間中、入札参加がなかったため、やむなく中止した。</p> <p>時期的に工事発注が多く、受注が重なったことや、上下水道の調整が必要であることから、敬遠されたものと思われる。</p> <p>残り 1 件については、開札後、設計違算であったことが判明したため、落札候補者を決定する前に入札を中止した。</p> <p>設計違算の内容は、動力燃料費の軽油量の数量について誤りがあった。</p> <p>その後、数量を適切なものに改め、再度入札し、落札した。</p> <p>(事務局)</p> <p>今回の工事対象案件 145 件のうち、失格者が半数 (5 割) を超える入札は 26 件あった。</p> <p>最低制限価格に対するランダム係数によるものが主なものであると思われる。</p> <p>実際、26 件中 25 件のランダム係数 (0.995 ~ 1.005) は 1.0 を超えており、係数が高い案件ほど、失格率が高くなる傾向がある。</p> <p>入札参加者の受注意欲が高い案件ほど、最</p>
--	--

<p>(3) 龍石浄水場水源さく井工事の設計違算の状況を説明願いたい。</p>	<p>低制限価格ぎりぎりの額で入札されるため、ランダム係数しだいで失格する結果となっている。</p> <p>ただし、建築工事の結果においては、ランダム係数ではなく、そもそもの見積金額に乖離があったことによる失格があっている。</p> <p>この件については、縦覧設計書において公表できる部分は公表し、入札参加者が適正な金額で入札できるよう、順次改善を図っている。</p> <p>(事務局)</p> <p>平成 29 年 8 月 29 日執行の一般競争入札(事後審査型)「龍石浄水場水源さく井工事」について、管財契約課で開札後入札金額を確認し、工事内訳書の市作成分と業者提出分と照合したところ、設計書に疑わしい箇所(違算)があったため、担当課において設計書の詳細について確認を行った。</p> <p>その結果、縦覧設計書に記載していた、動力燃料費の軽油量の数量について誤りがあったため、管財契約課から「取止め通知書」を送付し、発注担当の上水道課長から参加した業者全てに対し「設計書を変更したうえで、再度、入札を公告する」という旨を連絡・説明した。</p> <p>今回の案件は、落札者の決定前に執行取止めとしたため、損害賠償等は生じていない。</p> <p>防止策として、設計・積算時に間違いやすい事例について注意喚起し、発注が少ない特殊工事等については特に精査し、システムへの入力方法などに紛らわしい箇所がある場合は、職員間やシステム開発業者とともに再確認することとした。</p>
---	---

<p>(委員) 質疑案件(3)について、設計・積算時に間違いやすい事例についての防止策だが、現在のチェックはどうしているのか。</p> <p>(委員) 結局、誤りによる工事費の差異はどれくらいか。</p> <p>(委員長) これをもちまして、平成 29 年度第 2 回南島原市入札監視委員会を閉会いたします。</p>	<p>(事務局) 現在、チェックリストを使用して、まず担当者が設計し、その後班長等が確認している。今回あまり発注がない工種であったため、積算方法で間違いに気付かなかった。</p> <p>(担当課) 積算システムでの入力方法が間違っていた。本来、別明細において作成すべきものを直接入力したことによって誤った数値になった。特殊な工種の積算であったため、設計担当者本人も入力方法が間違いであるとは認識していなかった。</p> <p>25万円程度である。</p>
---	---